

平成26年度当初予算知事査定ヒアリング資料

部局名：農林水産部（一部事業で健康福祉部、環境生活部同席）

順番	細事業名	事業費	ページ
1	食の安全・安心確保推進事業費	6,794	1
	食品表示適正化指導事業費（健康福祉部）	858	8
	事業者指導事業費（環境生活部）	11,478	16
2	農林水産物・食品輸出イノベーション事業費	9,789	22
	海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業費	30,563	26
	魅力あるみえの水産物輸出戦略構築事業費	4,022	29
3	農地中間管理機構事業費	246,109	31
4	三重の畜産成長産業化促進事業費	16,954	33
	家畜衛生管理能力アップ事業費	9,891	36
5	「元気な海女さん」による里海創生モデル構築事業費	2,300	38
	海女漁業資源増大対策事業費	21,112	40
	みえの養殖水産物計画生産体制構築事業費	11,784	43
6	新規漁業就業者定着支援事業費	10,260	47
	みえの魚食普及推進事業費	11,004	50
	合 計	392,918	

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 農林水産部 農産物安全課

事業概要

細事業名 *	食の安全・安心確保推進事業					区分	継続	
施策	113	食の安全・安心の確保						
基本事業	11301	食品の安全・安心の確保						
		目標項目		25年度実績値	27年度目標値			
		自主衛生管理（HACCP手法）導入取組 施設数			172施設			
選択・集中								
重点化施策								
根拠 （法令等）	三重県食の安全・安心の確保に関する条例 三重県食の安全・安心確保基本方針 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 （千円）		8,465千円	4,721千円				
	決算額 （千円）	4,200千円	5,780千円					
事業の目的	食の安全・安心が確保された三重県の実現							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心確保推進会議・幹事会開催回数 推進会議 2回 幹事会 4回 食の安全・安心確保のための検討会議開催回数 1回 ホームページ新着情報掲載件数 250件 米トレーサビリティ法に係る新たな手法による検査件数 215件 							
前年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> 大学生と連携して確立した「食の安全・安心を伝えるしくみ」の実践により、若い世代への食に関する情報の提供を行います。 米の産地偽装事案により損なわれた三重県の米への信頼回復と再発防止を図るため、事業者のコンプライアンス意識の向上及び立入調査手法の見直しによる監視指導の強化を行います。 							
事業の必要性と期待される効果	<p>条例及び基本方針に基づく県の施策を総合的に推進するための会議の開催や情報提供等にかかる事務事業であり、県民の食の安全・安心を確保するために必要です。</p> <p>また、地域米穀事業者に対する立入検査及び勧告・命令等の業務は、米トレーサビリティ法及び同法施行令により都道府県知事の業務とされているため、地域米穀事業者に対する県の監視指導が必要です。</p> <p>さらに、三重県の米への信頼回復と米の産地偽装の再発防止のために集中的な取組が必要です。</p>							

取組詳細

取組概要 *	条例及び基本方針に基づく施策を総合的に推進するとともに、米トレーサビリティ法に基づく米穀等流通の監視・指導を行います。
取組内容等	

1. 食の安全・安心確保推進事業

(1) 食の安全・安心確保に関する取組の総合的な推進

- ・ 条例及び基本方針に基づき、年次計画である「食の安全・安心確保行動計画」及び「食の安全確保のための監視指導計画」を策定・公表するとともに、「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」のとりまとめ公表を行い、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に推進します。
- ・ 県の推進体制である「食の安全・安心確保推進会議」及び「同幹事会」を適宜開催し、関係部局の連携のもと事業を実施します。
- ・ 消費者、食品関連事業者、学識経験者の委員から成る「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、外部の意見を施策に反映します。
- ・ ホームページ「食の安全・安心ひろば」を中心に出前トーク、講座など総合的な情報提供を行います。
- ・ 大学生と連携して確立した「食の安全・安心を伝えるしくみ」の実践により、若い世代への食に関する情報の提供を行います。

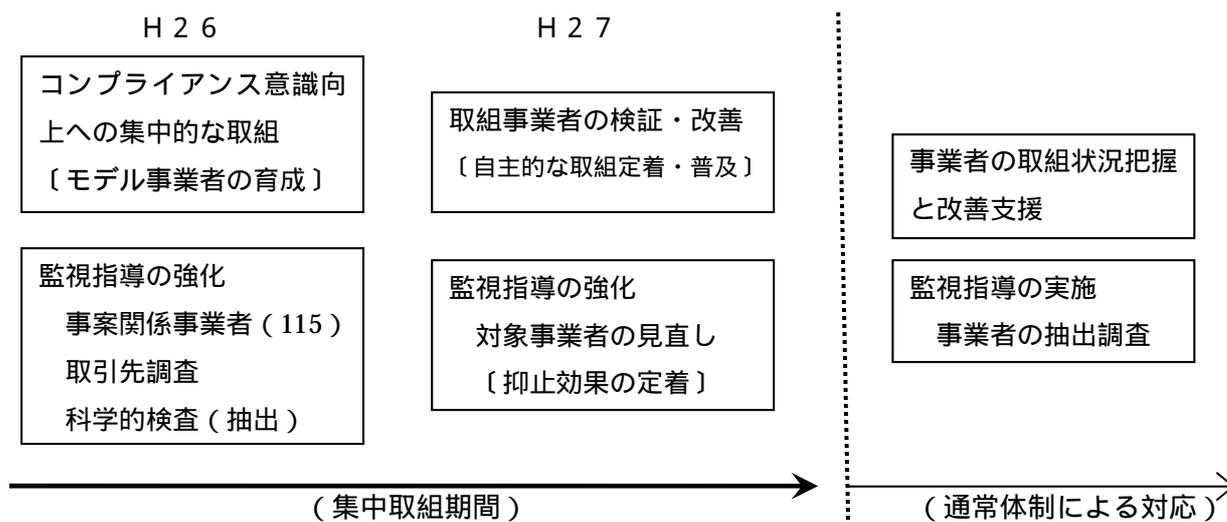
(2) 法令遵守意識の啓発及び監視指導の強化

【6,794 千円】

- ・ 米穀取扱事業者のコンプライアンス意識の醸成を図るために、米穀コンプライアンス推進員（専任嘱託員）を配置し、企業が行う研修会等の支援を通じてコンプライアンス体制の整備を推進します。
米の偽装事案に関わった業種及び米穀を利用して商品を製造する業種である、米穀取扱事業者（大手28事業者）、加工業者及び米穀販売店を重点対象事業者と位置付け、100事業者程度に対し集中的に働きかけを行います。
対象事業者を訪問し、現状の聞き取りを行うとともに基本的な研修会（下記）への参加を働きかけます。
コンプライアンス体制の整備を行う意志のある事業者には個別・グループ別等での研修会（下記）を開催し具体的な取組を支援します。
自主的に事業者が行う研修会等に対し講師派遣などの支援（下記）を行い、継続的な仕組みづくりを推進します。
- ・ コンプライアンス研修会等を開催します。
 - コンプライアンス体制整備または担当者の設置を検討している事業者を対象にした基本事項に関する研修会
 - 具体的な体制整備を検討する事業者に対する個別・グループ別等の研修会
 - 自主的に事業者が行う研修会等への講師派遣等
- ・ 県内の米穀取扱事業者（約840事業者）に対して、コンプライアンスの必要性についての理解を促進していくため、啓発パンフレットを作成し、配布します。
- ・ 米穀の適正な流通、安全・安心の確保に向けて、立入調査を行う米穀監視指導員（専任嘱託員）を配置して、特別監視指導の手法を活用した調査を実施します。調査の対象者は、25年度に特別監視

指導を実施した米穀取扱事業者28者及び米の産地偽装に関与した業種である加工業者のうち規模の大きい87者、計115事業者を対象に行います。調査内容は、伝票調査に加えて、取引先への追跡調査を行うとともに抽出にて科学的な検査も実施します。

- ・ 法令遵守意識の啓発及び監視指導の強化については、2カ年を目途に集中的に実施し、法令遵守に関しては事業者の自主的な取組へ移行することとします。また、監視指導については、通常体制に戻しつつ、調査手法の見直しや科学的検査による抑止効果について検証していきます。



2 食品トレーサビリティ推進事業

- ・ 地域事務所における米穀の適正な流通、安全・安心の確保に向けての通常調査等を実施します。

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

* は事務事業総括表へ反映

担当課 農林水産部 農産物安全課

1 事業概要

細事業名 *	食の安全・安心確保推進事業					区分	継続	
施策	113	食の安全・安心の確保						
基本事業	11301	食品の安全・安心の確保						
		目標項目		前年度現状値		27年度目標値		
		自主衛生管理（HACCP手法）導入取組施設数		159 施設		172 施設		
選択・集中								
重点化施策								
根拠 （法令等）	三重県食の安全・安心の確保に関する条例 三重県食の安全・安心確保基本方針 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 （千円）		8,465	4,721				
	決算額 （千円）	4,200	5,780					
事業の目的	食の安全・安心が確保された三重県の実現							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・安心確保推進会議・幹事会開催回数 推進会議 2回 幹事会 4回 ・ 食の安全・安心確保のための検討会議開催回数 1回 ・ ホームページ新着情報掲載件数 250件 ・ 米トレーサビリティ法に基づく巡回立入調査件数 227件 							
前年度からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全・安心を脅かすリスク低減に向けた取組として、生産者の食の安全・安心に対する意識向上を推進します。 ・ 食の安全・安心情報提供について、大学生、高校生に対する情報提供を強化します。 							
事業の必要性と期待される効果	<p>条例及び基本方針に基づく県の施策を総合的に推進するための会議の開催や情報提供等にかかる事務事業であり、県民の食の安全・安心を確保するために必要です。</p> <p>また、地域米穀事業者に対する立入検査及び勧告・命令等の業務は、米トレーサビリティ法及び同法施行令により都道府県知事の業務とされているため、地域米穀事業者に対する県の監視指導が必要です。</p>							

2 取組詳細

取組概要 *	条例及び基本方針に基づく施策を総合的に推進するとともに、米トレーサビリティ法に基づく米穀等流通の監視・指導を行います。
取組内容等	

- (1) 食の安全・安心確保推進事業 1,298 千円 (1,298 千円)
- ・ 条例及び基本方針に基づき、年次計画である「食の安全・安心確保行動計画」及び「食の安全確保のための監視指導計画」を策定・公表するとともに、「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」のとりまとめ公表を行い、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に推進します。
 - ・ 県の推進体制である「食の安全・安心確保推進会議」及び「同幹事会」を適宜開催し、関係部局の連携のもと事業を実施します。
 - ・ 消費者、食品関連事業者、学識経験者の委員から成る「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、外部の意見を施策に反映します。
 - ・ 危機管理の観点から、本県産農林水産物の安全性に関するリスクを低減するため、生産者の食の安全・安心に関する意識向上を推進します。
 - ・ ホームページ「食の安全・安心ひろば」を中心にした総合的な情報提供を行います。
 - ・ 近い将来自立した食生活を送る大学生、高校生への情報提供を強化します。

- (2) 食品トレーサビリティ推進事業 3,423 千円 (91 千円)
- ・ 米トレーサビリティ法に基づく巡回立入調査 (227 件) 等を実施します。
 - ・ 特別監視指導にて、米穀の科学的検査 (DNA 検査、微量元素測定) を実施します。

3 中間進捗情報

成果と残された課題 *
<p>事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。下半期に向けて残った課題をあわせて記載する。</p> <p>事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。</p>
下半期 (翌年度) に向けた改善のポイントと取組方向 *
<p>残った課題に対して、下半期及び翌年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の取組を整理する。</p> <p>〔 下半期 〕</p> <p>〔 翌年度 〕</p>

4 年間実施結果

取組結果
<p>年間の取組結果 (実績) を記載する。</p>

成果と残された課題*					
(1) 成果 事業目的に照らして、どのような成果が得られたかを記載する。					
(2) 課題 事業目的を達成するために、次年度に向けて残った課題を記載する。 効率的・効果的に事業目的を達成するために、事業の実施方法に問題がなかったかを整理する。					
総	見直しの視点 ^{注1}				
	事業目的の妥当性 該当なし	県関与の必要性	手段の有効性	手段の効率性	緊要性
合	見直しの方向				
	廃止(廃止) 見直し・縮小(要改善)	廃止(民営化) 統合化(要改善)	廃止(国へ移譲) 終期設定(要改善)	廃止(市町へ移譲) 現行通り	廃止(休止) 拡充
判	民間活力の活用 ^{注2}				
	人材派遣	委託	P F I 等	指定管理者制度	地方独立行政法人 現行通り
断	今後に向けた改善のポイントと取組方向*				
	(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由 見直しの視点・方向、民間活力の活用で該当する項目を選択した理由を記載する。 (2) 課題への対応 残った課題に対して、次年度に向けて見直すべき取組はないかを検討し、今後の対応を整理する。 効率的・効果的な事業実施のために、どのような改善を行う必要があるかを整理する。				

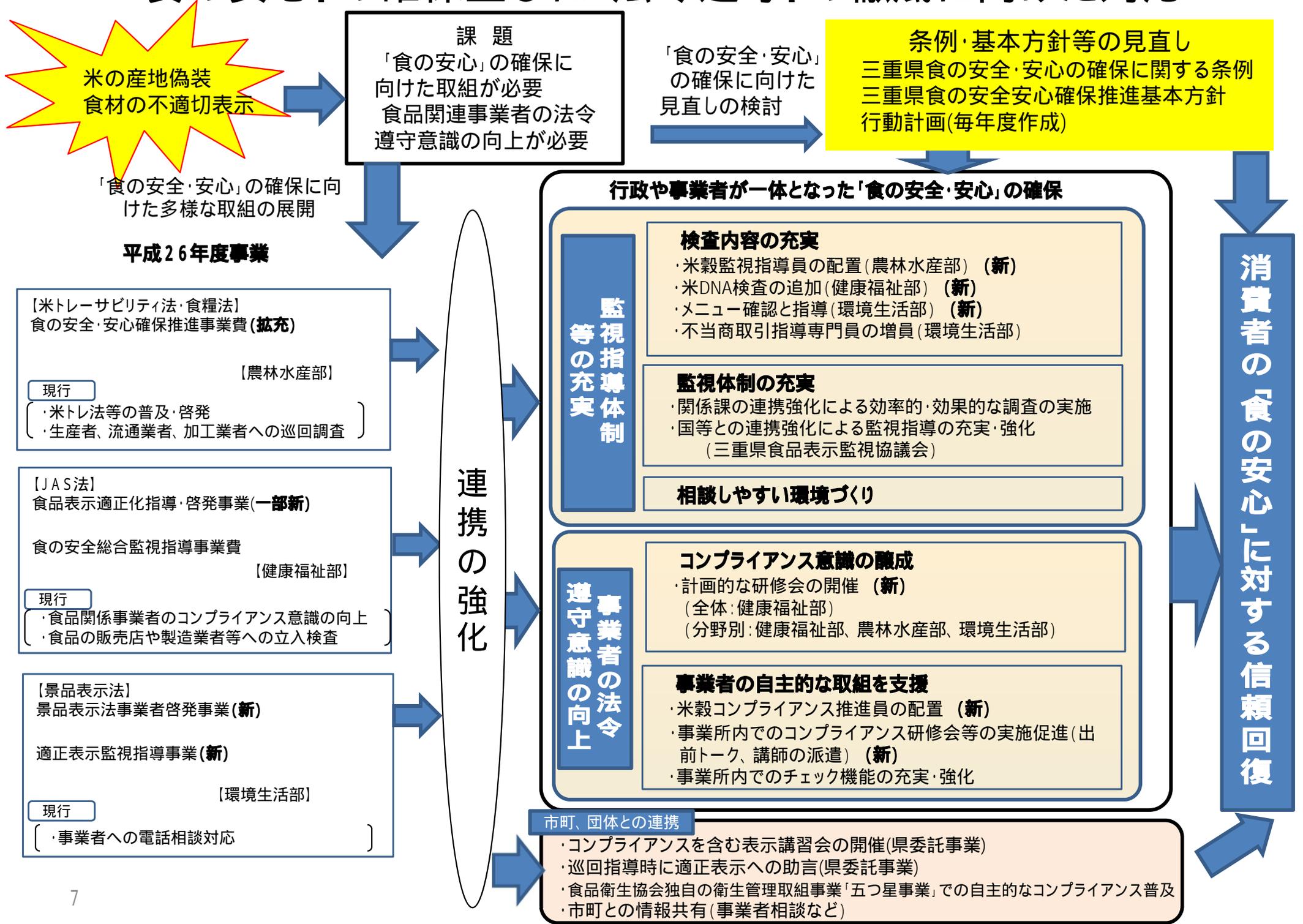
【注1】

各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

上記の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針(仮称)」を参照し、あてはまるものに を記入します(重複可)

「食の安心」の確保並びに「法令遵守」の徹底に向けた対応



平成 26 年度事業マネジメントシート（事務事業）

* は事務事業総括表へ反映

担当課

健康福祉部食品安全課

1 事業概要

細事業名 *	食品表示適正化指導事業					区 分	継続	
施策	113	食の安全・安心の確保						
基本事業	11301	食品の安全・安心の確保						
		目標項目		25 年度現状値		27 年度目標値		
		自主衛生管理(HACCP 手法)導入取組施設数				172 施設		
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）、食品衛生法等							
予算額等	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
	予算額 (千円)		2,910	2,106				
	決算額 (千円)	千円 1,917						
事業の目的	食品関連事業者等に対する食品表示の監視指導や表示相談、情報提供の取組などを通じて、JAS 法、食品衛生法及び食品表示法等に基づく食品表示制度の普及・啓発を進め、食品表示の適正化を図っていきます。							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示制度についての普及をはかるとともに、食品表示法についても対応できるよう他の機関とも連携しつつ、消費者、事業者等への周知を図ります。(食品表示説明会年 5 回) 食品表示の適正化を図るため、引き続き施設の監視指導を実施します。 事業者等からの表示相談等に適正に対応できるよう、職員に対する知識向上をはかるときの研修を実施します。(職員対象研修年 3 回実施) 							
前年度からの変更点	本年 10 月に起きた米穀事業者による産地偽装を受け、農林部局と連携で今年度は米穀流通事業者に対する DNA 検査等を含めた特別監視を実施しますが、26 年度は小売店舗等における袋詰め米穀について DNA 検査等を実施することにより表示の真正性の確認を行います。							

事業の必要 性と期待さ れる効果	食品の表示の適正化をはかる事により、消費者が、その製品に対する正しい情報を入手することができ、食の安全・安心をはかる事ができます。
------------------------	---

2 取組詳細

取組概要 *	食品表示の適正化を図るため、監視指導や制度の普及啓発等を行うとともに、食品表示一元化に対しても適正に対応します。
取組内容等	

【取組内容】

(1)食品表示適正化指導・普及事業 858 千円(858 千円)

- ・食品関連事業者等に対する食品表示の監視指導や表示相談、情報提供を行います。
- ・米穀の産地偽装を受け、県民の方の三重県産米穀に対する不信感を払拭するため、25年度は流通段階において、県内28事業者に対して特別監視を実施しており、従来の伝票等の検査だけでなく、DNA検査及び微量元素測定検査等の科学的検査を実施しているところです(農林水産部で予算計上)。
- ・26年度は、流通事業者に対する監視指導や流通段階での買い取りによるDNA検査及び微量元素測定検査等の科学的検査を継続的に実施するとともに、市販されている袋詰め米穀について、科学的検査を実施することとします。

(2)食品表示一元化制度推進事業

- ・食品表示制度についての普及をはかるとともに、食品表示の一元化についても対応できるよう他の機関とも連携しつつ、消費者、事業者等への周知を図ります。

3 中間進捗情報

成果と残された課題*

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*

〔下半期〕

〔翌年度〕

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題*

(1) 成果

(2) 課題

総 合	見直しの視点 ^{注1}					
	事業目的の妥当性 該当なし	県関与の必要性	手段の有効性	手段の効率性	緊要性	
	見直しの方向					
	廃止(廃止) 見直し・縮小(要改善)	廃止(民営化) 統合化(要改善)	廃止(国へ移譲)	廃止(市町へ移譲)	廃止(休止)	拡充
	民間活力の活用 ^{注2}					
	人材派遣	委託	P F I 等	指定管理者制度	地方独立行政法人	現行通り
今後に向けた改善のポイントと取組方向*						

判 断	<p>(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由</p> <p>(2) 課題への対応</p>
--------	---

【注 1】

各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の5つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に を記入してください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

上記 の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注 2】 詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針(仮称)」を参照し、あてはまるものに を記入します(重複可)

平成 25 年度事業マネジメントシート（事務事業）

* は事務事業総括表へ反映

担当課

健康福祉部 食品安全課

1 事業概要

細事業名 *		食品表示適正化指導事業					区 分	継続
施策		113	食の安全・安心の確保					
基本事業		11301	食品の安全・安心の確保					
		目標項目		24 年度実績値		27 年度目標値		
		自主衛生管理(HACCP 手法)導入取組施設数	159 施設		172 施設			
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)		農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）、食品衛生法等						
予算額等	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
	予算額 (千円)		2,910	2,106				
	決算額 (千円)	千円 1,917						
事業の目的		食品関連事業者等に対する食品表示の監視指導や表示相談、情報提供の取組などを通じて、JAS 法及び食品衛生法等に基づく食品表示制度の普及・啓発を進め、食品表示の適正化を図っていきます。						
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示制度についての普及をはかるとともに、食品表示の一元化についても対応できるよう他の機関とも連携しつつ、消費者、事業者等への周知を図ります。(食品表示説明会年 5 回) ・食品表示の適正化を図るため、引き続き施設の監視指導を実施します。 ・事業者等からの表示相談等に適正に対応できるよう、職員に対する知識向上をはかるときの研修を実施します。(職員対象研修年 3 回実施) 						
前年度からの変更点		食品表示ウォッチャーを廃止し、関係団体への委託事業を行います。						
事業の必要性と期待される効果		食品の表示の適正化をはかる事により、消費者が、その製品に対する正しい情報を入手することができ、食の安全・安心をはかる事ができます。						

2 取組詳細

取組概要

食品表示の適正化を図るため、監視指導や制度の普及啓発等を行うとともに、食品表示一元化に対しても適正に対応します。

*

取組内容等

【取組内容】

- (1)監視指導、通報対応等の実施
- (2)食品表示制度の普及、啓発
- (3)表示制度に対する知識向上

【当初予算額 2,106 千円(うち一般財源 0 千円)】

- (1)食品表示適正化指導・普及事業 1,804 千円(0 千円)

食品表示の適正化を図るため、監視指導や制度の普及啓発等を行います。

- (2)食品表示一元化制度推進事業 302 千円(0 千円)

食品表示制度についての普及をはかるとともに、食品表示の一元化についても対応できるよう他の機関とも連携しつつ、消費者、事業者等への周知を図ります。

3 中間進捗情報

成果と残された課題*

成果

- (1)食品表示説明会について

食品衛生協会への委託事業として実施しているところで、9月末現在で1回開催しており、今後も継続的に実施します。

- (2)監視指導について

食品監視指導計画に基づき監視指導を実施している所です。(平成25年度第1四半期 824施設)

- (3)職員対応研修について

基礎編、規定習得編についてすでに実施しており、事例演習編についても10月11日に実施する予定です。

課題

消費者庁は食品表示法について、詳細については今後府令等で定めることとしていることから、情報収集に努めるとともに、消費者、事業者等への周知を図る必要があります。

下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向*

〔下半期〕

食品表示法について引き続き情報収集に努めるとともに、得られた情報について説明会等を活用して周知を図ります。

本年10月に起きた米穀事業者による産地偽装を受け、農林部局と連携で今年度は米穀流通事業者に対する特別監視を実施します

〔翌年度〕

食品表示法については、平成27年の施行に向け府令等が出されることになることから、情報収集のため研修等に積極的に参加し、情報収集に努めるとともに、平成25年度と同様の事業を実施することにより表示の適正化を図ります。

本年 10 月に起きた米穀事業者による産地偽装を受け、農林部局と連携で今年度は米穀流通事業者に対する特別監視を実施しますが、26 年度は小売店舗等における袋詰め米穀について DNA 検査等を実施することにより表示の真正性の確認を行います。

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題 *

(1) 成果

(2) 課題

総	見直しの視点 ^{注1}	事業目的の妥当性 該当なし	県関与の必要性	手段の有効性	手段の効率性	緊要性
	見直しの方向	廃止(廃止) 見直し・縮小(要改善)	廃止(民営化) 統合化(要改善)	廃止(国へ移譲) 終期設定(要改善)	廃止(市町へ移譲) 現行通り	廃止(休止) 拡充
合	民間活力の活用 ^{注2}	人材派遣	委託	P F I 等	指定管理者制度	地方独立行政法人 現行通り
判	今後に向けた改善のポイントと取組方向 *	<p>食品表示法については、平成 27 年の施行に向け府令等が出されることになることから、情報収集のため研修等に積極的に参加し、情報収集に努めるとともに、平成 25 年度と同様の事業を実施することにより表示の適正化を図ります。</p> <p>本年 10 月に起きた米穀事業者による産地偽装を受け、農林部局と連携で今年度は米穀流通事業者に対する特別監視を実施しますが、26 年度は小売店舗等における袋詰め米穀について DNA 検査等を実施することにより表示の適正性の確認を行います。</p>				
断						

【注 1】

各事業を別紙「事務事業の見直しの視点」の 5 つの視点に基づいてチェックし、それぞれの視点から問題がないかを検証します。問題があると判断した場合は、「見直しの視点」に該当する項目に を記入し

てください。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

上記の結果を踏まえ、別紙「事務事業見直しの判断基準」のどの観点から事業を見直すかを検証し、「見直しの方向」の該当する項目に を記入します。(細々事業単位で方向性が異なる場合は複数選択可)

【注2】詳細は、別紙「三重県民間活力等活用指針(仮称)」を参照し、あてはまるものに を記入します(重複可)

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 環境生活部 交通安全・消費生活課

1 事業概要

細事業名	事業者指導事業費					区分	継続	
施策	133	消費生活の安全の確保						
基本事業	13302	消費者被害の防止・救済						
		目標項目	平成25年度現状値	27年度目標値				
		消費生活相談の解決につながる助言を行った割合		100%				
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)	消費者基本法 三重県消費生活条例 特定商取引に関する法律 割賦販売法 不当景品類及び不当表示防止法 家庭用品品質表示法 消費生活用製品安全法 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 消費者安全法							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)		2,652千円	5,121千円				
	決算額 (千円)	2,691千円	2,772千円					
事業の目的	適正な商取引や製品の安全性等を確保するため、関係機関と連携し、法令等に基づいて事業者を指導するとともに、必要に応じて立入検査等を実施します。							
事業目標	関係機関との連携会議への参加回数 7回							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	悪質な取引行為を行う事業者に対しては、法令に基づき調査・指導を行う必要があります。また、その指導により適正な商取引や表示、製品の安全性を確保し、消費者トラブルの発生や拡大を防止します。							

2 取組詳細

取組概要	適正な商取引が行われるよう、事業者に対して調査・指導等を行うとともに、広域的に活動する悪質な事業者に対しては、国、他都道府県及び警察など他機関と連携して実効性のある事業者指導を行います。
取組内容等	

事業者指導事業費	5,426 千円 (5,399 千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引に関する法令等に基づく事業者指導の実効性を高めるため、県域を越えて広域的に活動する悪質な事業者に対しては、「東海地域悪質事業者対策会議」により連携して効果的に事業者指導を行います。 ・ 景品表示法の規定に基づいた適正な表示が行われるよう、事業者に対して指導・助言を行うとともに、「東海4県広告表示等適正化推進会議」により連携して、効果的に事業者指導を行います。また、専門員を増員し、事業者に対する指導、研修を行う。 ・ 割賦販売法、家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく定期的な立入検査を計画的に実施します。 	

3 中間進捗情報

成果と残された課題
下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向
〔下半期〕 〔翌年度〕

4 年間実施結果

取組結果					
成果と残された課題					
(1) 成果					
(2) 課題					
総	見直しの視点				
	事業目的の妥当性 該当なし	県関与の必要性	手段の有効性	手段の効率性	緊要性
合	見直しの方向				
	廃止(廃止) 見直し・縮小(要改善)	廃止(民営化) 統合化(要改善)	廃止(国へ移譲) 終期設定(要改善)	廃止(市町へ移譲) 現行通り	廃止(休止) 拡充
民間活力の活用					
	人材派遣	委託	P F I 等	指定管理者制度	地方独立行政法人 現行通り
今後に向けた改善のポイントと取組方向					

判
断

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

(2) 課題への対応

平成25年度事業マネジメントシート（事務事業）

*は事務事業総括表へ反映

担当課

環境生活部 交通安全・消費生活課

1 事業概要

細事業名 *	事業者指導事業費					区分	継続	
施策	133	消費生活の安全の確保						
基本事業	13302	消費者被害の防止・救済						
		目標項目	前年度現状値		27年度目標値			
		消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	98.0%		100%			
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)	消費者基本法 三重県消費生活条例 特定商取引に関する法律 割賦販売法 不当景品類及び不当表示防止法 家庭用品品質表示法 消費生活用製品安全法 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 消費者安全法							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)		2,794千円	5,121千円				
	決算額 (千円)	2,691千円	2,772千円					
事業の目的	適正な商取引や製品の安全性等を確保するため、関係機関と連携し、法令等に基づいて事業者を指導するとともに、必要に応じて立入検査等を実施します。							
事業目標	関係機関との連携会議への参加回数 7回							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	悪質な取引行為を行う事業者に対しては、法令に基づき調査・指導を行う必要があります。また、その指導により適正な商取引や表示、製品の安全性を確保し、消費者トラブルの発生や拡大を防止します。							

2 取組詳細

取組概要 *	適正な商取引が行われるよう、事業者に対して指導・助言等を行うとともに、広域的に活動する悪質な事業者に対しては、国、他都道府県及び警察など他機関と連携して実効性のある事業者指導を行います。
取組内容等	

事業者指導事業費	5,121 千円 (5,096 千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定商取引に関する法令等に基づく事業者指導の実効性を高めるため、県域を越えて広域的に活動する悪質な事業者に対しては、「東海地域悪質事業者対策会議」により連携して効果的に事業者指導を行います。 ・ 景品表示法の規定に基づいた適正な表示が行われるよう、事業者に対して指導・助言を行うとともに、「東海4県広告表示等適正化推進会議」により連携して、効果的に事業者指導を行います。 ・ 割賦販売法、家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく定期的な立入検査を計画的に実施します。 	

3 中間進捗情報

成果と残された課題*
下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向*
〔下半期〕 〔翌年度〕

4 年間実施結果

取組結果						
成果と残された課題*						
(1) 成果						
(2) 課題						
総 合	見直しの視点 ^{注1}					
	事業目的の妥当性 該当なし	県関与の必要性	手段の有効性	手段の効率性	緊要性	
	見直しの方向					
	廃止(廃止) 見直し・縮小(要改善)	廃止(民営化) 統合化(要改善)	廃止(国へ移譲)	廃止(市町へ移譲)	廃止(休止) 現行通り	拡充
	民間活力の活用 ^{注2}					
人材派遣	委託	P F I 等	指定管理者制度	地方独立行政法人	現行通り	
今後に向けた改善のポイントと取組方向*						

判
断

(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由

(2) 課題への対応

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 農林水産部 フードイノベーション課

1 事業概要

細事業名 *		農林水産物・食品輸出イノベーション事業					区分	新規
施策		311	農林水産物のイノベーションの促進					
基本事業		31101	新たなビジネス創出に向けた基盤づくり					
		目標項目		25年度実績値		27年度目標値		
		農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）		-		25件		
選択・集中		緊7	三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産物の展開プロジェクト					
重点化施策		重点						
根拠 （法令等）								
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 （千円）	-	-	-	9,789			
	決算額 （千円）	-	-	-				
事業の目的		「もうかる農林水産物」を実現するため、台湾やアセアン、北米をターゲットに三重県フェアを開催し、消費者ニーズを把握し県産品の継続取引を目指すとともに、食品見本市等への出展及び海外に販路を持つバイヤーを県内へ招へいし、B to Bの商談機会を確保することにより、県産品の輸出を拡大します。						
事業目標		大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げの伸び率の上昇						
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
		100	101	105	108	110		
前年度からの変更点		「もうかる農林水産物」を実現するため、農林水産物生産者、食品関連事業者、関係団体等で構成する輸出支援組織を設立し、県産品の輸出を促進します。						

事業の必要 性と期待さ れる効果	<p>「もうかる農林水産業」の実現のためには、県産品の販路開拓を進める必要があります、大都市圏だけでなく、海外への輸出促進についても積極的に進める必要があります。</p> <p>販路の拡大が見込まれる台湾やアセアン、北米をターゲットに三重県フェアを開催し、消費者ニーズを把握し、県産品の継続取引を目指すとともに、食品見本市等への出展及び海外に販路を持つバイヤーを県内へ招へいし、BtoBの商談機会を確保し、海外への輸出促進につなげます。</p>
------------------------	--

2 取組詳細

取組概要	<p>県産品の輸出促進を目的とする輸出支援組織を設立し、三重県フェア等を通じて現地の消費者ニーズ把握 国際食品見本市への出展 県内へのバイヤー招へい 輸出に意欲のある県内の事業者を対象とした研修会や相談会の開催等に取り組み、輸出へ取り組む事業者を支援します。</p>
取組内容等	

【取組内容】

(1) 農林水産物・食品輸出イノベーション事業費【当初予算額 9,789 千円（うち県費 9,789 千円）】

三重県フェア等の開催

台湾やアセアン、北米などをターゲットに現地の消費者ニーズを把握するため三重県フェアを大規模商業施設等で開催します。

国際食品見本市等への出展

台湾やアセアンなどをターゲットに販路開拓をすすめようとする事業者向けに B to B の販路を広げる機会として、国際食品見本市等（2 箇所）への出展を支援します。

海外に販路を持つバイヤーの招へい

台湾やアセアンなどをターゲットに販路開拓をすすめようとする事業者向けに、海外に販路を持つバイヤーを県内へ招へいし、B to B の商談機会を確保することで、県内事業者の販路拡大を支援します。

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（仮称）の運営

県産農林水産物や食品の海外への販路開拓を進めるために、会員相互の情報交換、研修会、輸出に係る個別相談会等を実施します。



三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の事業概要



取組方針

- ①「みえ国際展開に関する基本方針」に従い、国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえつつ、販路拡大が見込まれ、かつ各事業者の意向と合致した国・地域を対象を絞り込み、協議会事業をJETROと連携して展開
- ②販路拡大への課題解決のために品目別の部会事業をJETROと連携して実施

協議会事業

< 三重県フェア開催事業 >

- 台湾、タイ、北米で三重県フェアを開催し、試食販売等を通じて、現地ニーズの把握や定番化



< バイヤー招へい事業 >

- 台湾、タイ、シンガポール等のバイヤーを三重県内へ招へいし、商談機会を確保

< その他事業 >

- JETRO及び各部会と連携した研修会や相談会の実施
- フェアや見本市等への参加者向け説明会の開催
- 四日市商工会議所が実施する中国販路拡大事業との連携
- 他県との連携

< 国際見本市等への出展事業 >

- 台湾、シンガポール等で開催される国際見本市等へ出展



重点国

台湾、タイ、北米
シンガポール

部会事業

< 農産部会 >

- 農産物の輸出拡大に向け、品目毎に、特化したテーマ別研修会を実施

< 畜産部会 >

- 三重県産ブランド牛肉の輸出拡大に向け、海外（北米）での市場調査、試食会等の開催（国内）、多言語パンフレットの作成

< 林産部会 >

- 原木や製材品の輸出にむけた研修会の実施

< 水産部会 >

- 県水産物輸出拡大に向け、海外市場開拓調査及び輸出支援事業の実施

< 食品部会 >

- 加工食品の輸出拡大に向け、ハラル認証制度等の研修会を開催



3 中間進捗情報

成果と残された課題

下半期（翌年度）に向けた改善のポイントと取組方向

〔 下半期 〕

〔 翌年度 〕

4 年間実施結果

取組結果

成果と残された課題

(1) 成果					
(2) 課題					
総	見直しの視点				
	事業目的の妥当性 該当なし	県関与の必要性	手段の有効性	手段の効率性	緊要性
合	見直しの方向				
	廃止(廃止) 見直し・縮小(要改善)	廃止(民営化) 統合化(要改善)	廃止(国へ移譲)	廃止(市町へ移譲)	廃止(休止) 現行通り 拡充
判	民間活力の活用				
	人材派遣	委託	P F I 等	指定管理者制度	地方独立行政法人 現行通り
断	今後に向けた改善のポイントと取組方向				
	(1) 見直しの視点・方向、民間活力の活用の判断理由				
(2) 課題への対応					

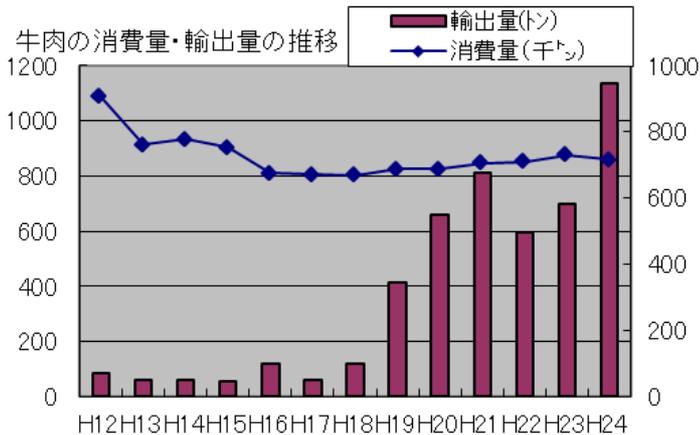
平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 農林水産部畜産課

事業概要

細事業名 *	海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業					区分	新規	
施策	312	農業の振興						
基本事業	31203	畜産業の健全な発展						
		目標項目		25年度実績値	27年度目標値			
		近隣府県の畜産産出額に占める割合			14.1%			
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)	なし							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)				30,563千円			
	決算額 (千円)							
事業の目的	<p>現在、国内の肉用牛生産は、昨今の輸入飼料高騰や市場価格の低迷により再生産価格の維持が難しくなっており、加えて、将来的には、少子化や高齢化により国内食肉需要の縮小が予想され、これまで以上に再生産価格の維持が困難になることが懸念されています。</p> <p>このことから、県産ブランド牛の生産振興拡大を図ることを目的として、県内肉牛関係事業者等で構成する輸出促進協議会を発足させ、輸出促進協議会が行う海外市場にて好まれる肉質調査や輸出・流通体制の検討、県内肉牛生産農家への輸出に係る各種情報提供の取り組みを支援することにより、輸出促進への取り組みを推進し、国内外における県産ブランド牛の販路拡大や生産農家の経営安定を図るものとします。</p>							
事業目標	<p>県内肉牛関係者による輸出促進協議会を発足させるとともに、輸出促進協議会の取り組みを支援することで、国内外における県産ブランド牛の知名度向上、生産農家の輸出による販路拡大による経営安定等を図り、ブランド牛の生産頭数の維持安定を目指します。</p>							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	<p>本県においては、松阪牛を中心に黒毛和種の頭数が年々増加しているが、今後は、少子高齢化が進み、国内市場の頭打ちになるなど経営状況が厳しくなることが予想されるため、県産ブランド牛の生産振興対策として、新たな販売先確保を含めた海外市場の開拓も視野に入れた取り組みが必要です。</p> <p>本事業によって、輸出促進協議会を組織し、その取り組みを支援することで、輸出による新たな販路が確保されるとともに販路拡につながる。さらに、国内外における</p>							

	県産ブランド牛の知名度向上が図られ、県内生産農家の経営安定が期待されます。
取組概要 *	県産牛肉の海外への輸出の促進を図るため、県内肉牛関係者により発足された輸出促進協議会に対して、牛肉の海外輸出に向けた海外市場調査、三重ブランド牛産地調査等の業務を委託し、県産牛肉の海外における販路確保、拡大による生産農家の経営安定に取り組みます。
取組内容等	



県内生産者の取組等

県内産牛の輸出実績

- ・伊賀牛1例 (H25.2 シンガポール: 滋賀センターより出荷、第2弾、準備中)
 - ・松阪牛1例 (H25.5 マカオ: 東京芝浦より出荷、第2弾、準備中)
- 他のブランド牛産地に比べても大きく出遅れている。

取組詳細

海外市場向け三重県産ブランド牛肉輸出モデル事業費【事業費 37,830 千円(内県費 30,563 千円)】
県事務費(2,745 千円)含む。

輸出促進協議会畜産部会の取り組む事業

- (1) 海外市場開拓調査 事業費 31,220 千円(内県費 25,885 千円)
開拓に向かう海外市場において好まれる肉質の調査や海外市場への輸出・流通体制の整備。
米国一流レストラン等にてバイヤーを中心に県産ブランド牛の市場及びニーズ調査
米国スーパーマーケットにて消費者を中心に県産ブランド牛の市場及び嗜好調査
- (2) 三重ブランド牛産地調査の実施 事業費 2,697 千円(内県費 1,349 千円)
数種言語での松阪牛、伊賀牛等三重県産肉用牛や料理方法の紹介パンフの作成。
- (3) 試食会等の開催 事業費 1,168 千円(内県費 584 千円)
大使館等政府関係者、マスメディア、バイヤーなどを招いたレセプションでの試食会の開催。



三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の事業概要



取組方針

「みえ国際展開に関する基本方針」に従い、国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえつつ、販路拡大が見込まれ、かつ各事業者の意向と合致した国・地域を対象を絞り込み、協議会事業をJETROと連携して展開

販路拡大への課題解決のために品目別の部会事業をJETROと連携して実施

協議会事業

<三重県フェア開催事業>

台湾、タイ、北米で三重県フェアを開催し、試食販売等を通じて、現地ニーズの把握や定番化



<バイヤー招へい事業>

台湾、タイ、シンガポール等のバイヤーを三重県内へ招へいし、商談機会を確保

<その他事業>

JETRO及び各部会と連携した研修会や相談会の実施
フェアや見本市等への参加者向け説明会の開催
四日市商工会議所が実施する中国販路拡大事業との連携
他県との連携

<国際見本市等への出展事業>

台湾、シンガポール等で開催される国際見本市等へ出展



部会事業

<農産部会>

農産物の輸出拡大に向け、品目毎に、特化したテーマ別研修会を実施

<畜産部会>

○三重県産ブランド牛肉の輸出拡大に向け、海外(北米)での市場調査、試食会等の開催(国内)、多言語パンフレットの作成

<林産部会>

原木や製材品の輸出にむけた研修会の実施

<水産部会>

県水産物輸出拡大に向け、海外市場開拓調査及び輸出支援事業の実施

<食品部会>

○加工食品の輸出拡大に向け、ハラール認証制度等の研修会を開催



平成 26 年度事業マネジメントシート（事務事業）

* は事務事業総括表へ反映

担当課 農林水産部水産資源課

1 事業概要

細事業名 *	魅力あるみえの水産物輸出戦略構築事業					区分	新規	
施策	314	水産業の振興						
基本事業	31402	高い付加価値を生み出す水産業の確立						
		目標項目			前年度現状値	27 年度目標値		
		資源管理に参加する漁業者数			712 人	1,500 人		
選択・集中		-						
重点化施策	重点	-						
根拠 (法令等)								
予算額等	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
	予算額 (千円)		- 千円	- 千円	4,022 千円			
	決算額 (千円)	- 千円	- 千円	- 千円				
事業の目的	三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の発足に伴い立ち上げた水産部会において、水産物輸出に意欲のある事業者と連携して、部会が行う海外市場開拓調査により相手国のニーズ等を把握し、この結果を基に本格輸出に至るまでのビジネスパートナーの発掘を支援することで、県内水産物の輸出を促進し、漁業経営の安定に資する。							
事業目標	当該事業の実施により、「メイドイン三重」の水産物販路拡大を図り、県産水産物や加工品の新たな販路拡大、漁家所得の向上を促進する。さらに、消費者の魚離れに対するリスクを軽減するとともに、今後、急速な拡大が見込まれる世界の食市場に対する食や食文化の拡大などに対応できる体制を構築する。							
前年度からの変更点	新規事業のため記載事項なし							
事業の必要性と期待される効果	国内の人口減少により水産物の内需の縮小が予想されるため、海外のニーズに対応した水産物の輸出の促進による販路の拡大が今後の水産業の発展のための活路となる。 国では、農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略において、農林水産物・食品の輸出額を 2020 年までに 1 兆円にすることとしており、うち水産物の輸出総額を 3,500 億円まで拡大する目標を掲げている。また、ジェトロの調査によると日本料理は海外で最も好まれる料理であり、平成 25 年 12 月に日本食文化は無形文化遺産保護条約政府間委員会によ							

って無形文化遺産に登録されたこともあり、三重県の水産物輸出の好機となっている。

一方、鮮度保持の新技术（ナノアイス等）の開発もなされており、輸出に伴うサプライチェーンの長大化に耐えうる水産物流通も可能である。

漁村を牽引し、漁村の疲弊状態の打開をめざするために、このように成長分野である輸出分野において、三重県が先導し戦略的にビジネスモデルを構築する必要がある。

事業の効果としては、輸出拡大を目指す事業者を支援し、開拓した販路での輸出推進を行うことで、本県水産物輸出の増大が期待できる。

取組詳細

取組概要

★

- ・三重県農林水産物・食品輸出促進協議会が開催する研修会への参加の呼びかけ
- ・水産部会における海外市場開拓調査の実施による相手国のニーズ等の把握
- ・水産部会によるビジネスパートナーの発掘のための商談会出展の支援

取組内容等

魅力あるみえの水産物輸出戦略構築事業 4,022 千円(4,022 千円)

輸出に意欲のある事業者で水産部会を組織し、輸出拡大に向けた活動を行う。

1. 協議会が開催する輸出専門家による研修会や相談会への事業者の参加を呼びかける。
2. 事業者が本格的に参入を目指す海外市場を対象として、県内事業者が輸出を検討している品目について海外市場開拓調査を実施し、相手国のニーズや競合製品の販売状況、相手国の水産物輸入業者等を把握し、県産水産物の輸出の基礎資料とする。
3. 2の調査で輸出ビジネスとして成立しうる水産物シーズを本格輸出するにあたり、必要なビジネスパートナーの発掘のための国際食品見本市等の商談会出展の支援を部会が行うことで、本格輸出の確立を目指し、輸出の定着化を図る。



三重県農林水産物・食品輸出促進協議会の事業概要



取組方針

- ①「みえ国際展開に関する基本方針」に従い、国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえつつ、販路拡大が見込まれ、かつ各事業者の意向と合致した国・地域を対象を絞り込み、協議会事業をJETROと連携して展開
- ②販路拡大への課題解決のために品目別の部会事業をJETROと連携して実施

協議会事業

<三重県フェア開催事業>

- 台湾、タイ、北米で三重県フェアを開催し、試食販売等を通じて、現地ニーズの把握や定番化



<バイヤー招へい事業>

- 台湾、タイ、シンガポール等のバイヤーを三重県内へ招へいし、商談機会を確保

<その他事業>

- JETRO及び各部会と連携した研修会や相談会の実施
- フェアや見本市等への参加者向け説明会の開催
- 四日市商工会議所が実施する中国販路拡大事業との連携
- 他県との連携

<国際見本市等への出展事業>

- 台湾、シンガポール等で開催される国際見本市等へ出展



重点国

台湾、タイ、北米
シンガポール

部会事業

<農産部会>

- 農産物の輸出拡大に向け、品目毎に、特化したテーマ別研修会を実施

<畜産部会>

- 三重県産ブランド牛肉の輸出拡大に向け、海外(北米)での市場調査、試食会等の開催(国内)、多言語パンフレットの作成

<林産部会>

- 原木や製材品の輸出にむけた研修会の実施

<水産部会>

- 県水産物輸出拡大に向け、海外市場開拓調査及び輸出支援事業の実施

<食品部会>

- 加工食品の輸出拡大に向け、ハラル認証制度等の研修会を開催



事業概要

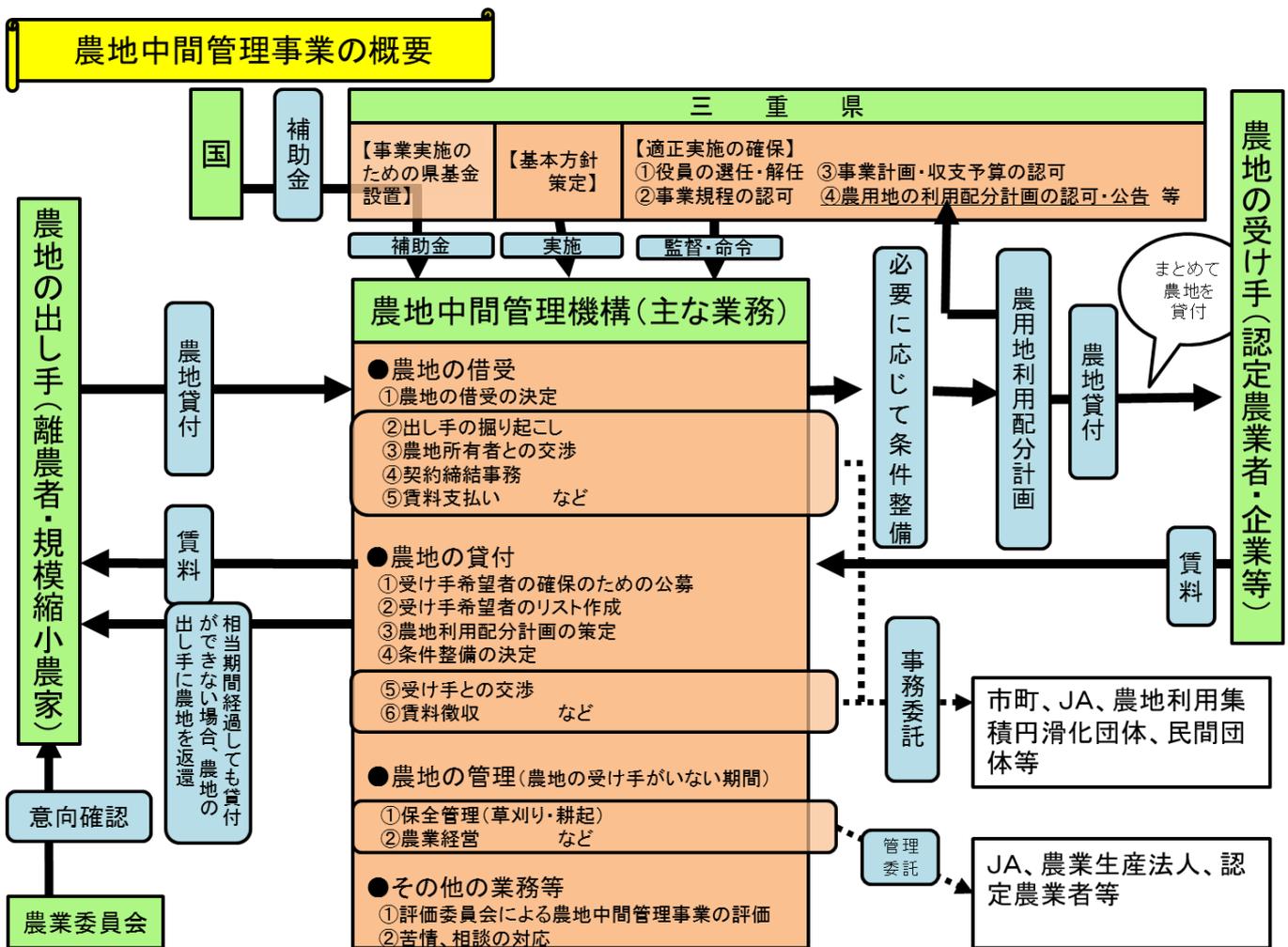
細事業名 *	農地中間管理機構事業費					区分	一部新規	
施策	312	農業の振興						
基本事業	31204	多様な農業経営体の確保・育成						
		目標項目		25年度実績値		27年度目標値		
		農業経営体数（認定農業者、集落営農組織数等）				2,610 経営体		
選択・集中								
重点化施策								
根拠 （法令等）	農地中間管理事業の推進に関する法律 農業経営基盤強化促進法							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 （千円）		23,958千円	169,675千円	246,109千円			
	決算額 （千円）	28,606千円	21,806千円					
事業の目的	農地所有者と農業経営者の間に、農地の賃貸借を通じて介在し、農地利用の再配分を行うこと等により、経営規模の拡大、農地利用の集約化その他農地の利用の効率化及び高度化を促進します。							
事業目標	本県の集積目標については、これまでの担い手への農地集積の推移を踏まえるとともに、今後の農地中間管理事業の効果等を十分に分析したうえで設定したいと考えており、H26年度は、事業の初年度であることも踏まえ、600ha分の農地について中間管理します。							
前年度からの変更点	今秋の臨時国会において、農業経営基盤強化促進法が一部改正により、農地保有合理化法人が廃止等され、また、農地中間管理事業の推進に関する法律（新法）が公布により、農地中間管理機構が設置されることから、農地保有合理化促進事業を廃止し、農地中間管理事業を実施します。							
事業の必要性と期待される効果	<p>（1）事業の必要性</p> <p>当事業は、日本の経済の再生に向けた新たな成長戦略である「日本再興戦略」の中で、攻めの農林水産業、生産現場の強化を図る施策として農地中間管理機構制度を着実に実施するための事業です。農地所有者と農業経営者の間で農地の賃貸借を通じて、農地の再配分を行う農地中間管理機構は、新法である「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき知事が県で一法人（第三セクター）を指定するとされています。</p> <p>（2）期待される効果</p> <p>担い手農業者の農業経営規模拡大や経営の効率化が図られ、担い手農業者が安定的かつ健全な農業経営を営まれることが期待されます。</p>							

取組詳細

取組概要 *	農地中間管理機構（（公財）三重県農林水産支援センター）が農地中間管理事業（農地の貸借や売買）を実施する際に必要な業務費、市町・関係機関との連携を図るための活動費を補助します。
取組内容等	

（１）農地中間管理機構事業費補助金 242,559 千円（34,906 千円）

- ・農地中間管理機構（（公財）三重県農林水産支援センター）は、農地所有者と認定農業者等の間に、農地の賃貸借を通じて農地利用の再配分を行います。
- ・農地中間管理機構は、農地利用の再配分を行うにあたって、農地利用配分計画の作成、市町、JA等への事務委託、農地の管理、簡易な基盤整備などを実施します。
- ・また、農地の借り受け又は貸し付けを希望する者の苦情又は相談に応じる体制を整備します。



（２）農地中間管理機構事業費指導費 3,550 千円(50 千円)

- ・農地中間管理事業が適正に実施されるように、農地中間管理機構に対して、指導・助言及び連絡等を行います。
- ・企業を対象とした農業参入セミナーの開催や企業の農業参入の意向調査(委託事業)を実施します。

平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 農林水産部畜産課

事業概要

細事業名 *	三重の畜産成長産業化促進事業					区分	新規	
施策	312	農業の振興						
基本事業	31203	畜産業の健全な発展						
	目標項目		25年度実績値		27年度目標値			
	近隣府県の畜産産出額に占める割合				14.1%			
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)								
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額 (千円)		-	-	16,954千円			
	決算額 (千円)	-	-	-				
事業の目的	<p>本県の畜産経営は、高齢化・後継者不足に加え、配合飼料価格の高止まりや畜産物価格の低迷などにより非常に厳しい状況が続いている。また、TPPの行方次第では、さらに厳しい環境にさらされることが予想される。このため、各畜種ごとの問題を解決することで、これらの厳しい畜産経営環境に対応し、「儲かる畜産業」として本県畜産業の成長産業化を図ることを目的とする。</p> <p>子ども達やその保護者等を対象とした酪農・乳業に対する理解醸成、並びに乳製品の新商品開発を支援し、県内産牛乳・乳製品の消費拡大と本県の酪農経営の強化を図ります。</p> <p>酪農経営において受精卵移植による和牛子牛生産の取り組みを推進することで生乳生産以外の収益性確保に資するとともに、県内における肥育素牛の自給率の向上を図ります。</p> <p>県内で発生している食品残さのうち飼料として利用が可能な残さの発生量を把握するとともに、飼料化技術、豚の発育と生産された肉質並びに農家の収益性を検討します。また、併せて本技術の普及拡大により、養豚経営の強化を図ります。</p> <p>県内のプロイラー鶏肉については、県外産鶏肉との差別化が難しいことから、朝挽きによる食味の優位性を証明し、その流通システムを確立することで、県内産鶏肉の有利販売に繋げ、肉用鶏経営の強化を図ります。</p>							

事業目標	酪農・乳業に対する理解醸成、乳製品の新商品開発支援 酪農経営における受精卵移植による和牛子牛生産の取り組み推進 県内で発生する未利用資源を養豚用飼料として活用するための条件設定とその技術の普及拡大 朝挽き鶏肉の優位性の研究と流通システムの確立
前年度からの変更点	すべて新規の取り組みです。
事業の必要性と期待される効果	酪農・乳業に対する理解醸成と乳製品の新商品開発 酪農経営における受精卵移植による県内和牛子牛生産の推進 未利用資源の養豚用飼料の利用と飼料コストの低減 朝挽き鶏肉流通システムの確立による高付加価値化

取組詳細

取組概要 *	酪農・乳業に対する理解醸成、乳製品の新商品開発支援、受精卵移植による和牛子牛生産の取り組みを推進します。また、朝挽き鶏肉の流通システム確立による高付加価値化、及び未利用資源の養豚用飼料としての利用と飼料コストの低減を図ります。
取組内容等	

1. みえの酪農ふれあい推進事業 1,514 千円 (1,514 千円)

(1) 酪農教育ファーム制度推進事業

酪農教育ファーム制度は酪農体験を通して「食といのち」の大切さを子ども達に働きかける活動です。この活動を支援し、県内認証牧場数の増加を図ります。

酪農教育ファームの活動時に、来場者のために必要な消毒薬等の衛生資材の経費を補助します。

補助率：衛生資材購入経費の 1/2

県内認証牧場数の増加に向け、酪農家に対し認証取得を推進します。

(2) みえの牛乳利用推進事業

県内乳業者の新商品開発支援、県内産牛乳・乳製品の利用・消費拡大を図ります。

食品メーカー、菓子店等とのマッチングによる新商品開発、新商品の試食会開催等を行い、乳業者の新たな販路拡大を支援します。

牛乳飲用を推進するために、スポーツ選手やスポーツに携わる指導者等に向けて熱中症予防や体づくりに対する牛乳の効果について講演会を開催します。

2. 酪農経営多角化推進事業 8,159 千円 (8,159 千円)

(1) 受精卵作製技術向上事業

本県では、凍結受精卵の低い受胎率が受精卵移植の普及上の一つの課題となっています。そこで、受精卵の生産技術の向上により受胎性の高い受精卵の作製を実現し、収益性の高い受精卵移植体系の構築を図ります。

(2) 受精卵移植技術者養成事業

産業動物獣医師の高齢化により、受精卵移植技術者が不足しています。そこで、現在受精卵移植に携わっていない家畜保健衛生所の獣医師職員を対象に受精卵移植技術の習得を行うことで、受精卵移植技術者の増加を図ります。また、酪農家や受精卵移植技術者向けの講習会・研修会を開催し、移植機会の創出及び受精卵移植技術の向上を図ります。

(3) 子牛育成技術指導者養成事業

受精卵移植により生産された子牛の育成段階における飼養管理は、その後の発育肥育成績にも大きな影響を与えることから、市場価値の高い子牛を生産するには育成技術の向上が不可欠です。そこで、中央農業改良普及センター、家畜保健衛生所等の職員を対象に子牛育成技術指導者の養成を行い、畜産農家での子牛育成技術の向上を図ります。

3. 未利用資源利活用による低コスト養豚経営確立事業 3,896 千円 (0 千円)

(1) 利用可能な食品残さの検討及び発生量の把握調査

県内で発生している未利用資源の発生量及びその利活用状況を把握し、飼料として利用可能な食品残さの検討を行います。

(2) 未利用資源利活用のための条件設定の検討及び普及

給与形態及び加工技術の研究

食品残さを利用するに当たり、最も安価で効率的な給与形態等を実証・検討するとともにその加工技術の研究を行います。

畜産物の生産性の比較検討

食品残さを給与した豚の発育状況の把握と生産された豚肉の肉質を比較検討します。

農家の収益性の検討

食品残さを活用した場合の経費の削減を明らかにし、収益性を検討します。

県内養豚農家への普及拡大

研究等により得られた成果について、県内養豚農家へ普及拡大を図ります。

4. 三重のおいしい鶏肉流通システムモデル事業 3,385 千円 (3,385 千円)

(1) 朝挽き鶏肉の食味の優位性に関する研究

解体処理後の時間経過や保存条件による鶏肉の食味評価を行い、朝挽き鶏肉の食味の優位性を検討します。

(2) 朝挽き鶏肉の販売力向上に対する支援

県内鶏肉卸売販売業者との有利販売についての協議、並びに朝挽き鶏肉の販売力向上に係る支援を行います。

< 参考 > 畜産を取り巻く状況

配合飼料価格の高止まり		牛乳消費量の減退		豚肉・鶏肉価格の低迷			
・生産者実質負担額		・1人1年あたりの消費量		豚肉卸売価格	鶏肉卸売価格		
H18.10-12 月期	42,700 円/t	平成 6 年度	41.6 kg	平成 18 年度	431 円/kg	平成 20 年度	1,058 円/kg
H25.10-12 月期	65,200 円/t	平成 23 年度	31.6 kg	平成 23 年度	399 円/kg	平成 24 年度	764 円/kg

平成 26 年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 農林水産部 畜産課

事業概要

細事業名 *	家畜衛生管理能力アップ事業					区分	新規	
施策	113	食の安全・安心の確保						
基本事業	11302	農水産物の安全・安心の確保						
		目標項目		25 年度実績値		27 年度目標値		
		高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率				100%		
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)	家畜伝染病予防法 薬事法・飼料安全法・獣医師法・獣医療法・家畜保健衛生所法							
予算額等	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
	予算額 (千円)		-	-	9,891 千円			
	決算額 (千円)	-	-	-				
事業の目的	畜産農家にとって、大きなリスクとなる疾病等の要因を低減させるため、農場 HACCP 認証制度の手法に基づく衛生管理体制を構築し、畜産経営の安定化と畜産物の安全安心の確保に努めるとともに、口蹄疫等特定疾病の発生時に適切な対応がとれる初動防疫体制の構築を図ります。							
事業目標	・高病原性鳥インフルエンザ等、特に社会的影響の大きい家畜伝染病のまん延防止率を 100%とします。							
前年度からの変更点								
事業の必要性と期待される効果	畜産経営の不安材料となっている TPP や飼料高騰といった諸問題に対応するためには消費者が求める安心安全な国産畜産物のイメージを大切にする必要があります。三重県産の畜産物に対するイメージアップを図るためには、農場 HACCP 認証制度手法を用いた生産衛生管理体制を畜産農家に浸透させ、畜産農家が適切な飼養衛生管理に基づき健康な家畜を飼養することが重要です。そこで、個々の農場に合致した生産衛生管理等をマニュアル化し、衛生管理プログラムの構築と検証、改善対策を講ずること							

で生産口スを低減させ畜産経営の安定化を図るとともに三重県産畜産物の安全性を確保します。また、口蹄疫をはじめとする特定家畜疾病の脅威は依然として軽視できず、畜産農家の全てが大きな関心事となっています。そこで、本県の家畜防疫危機管理体制を強化する一環として、関係者も含めた防疫演習を行うことで防疫措置に関する連携を確認するとともに、最重要となる初動対応を万全にし、まん延を最小限に留めることが期待できます。

取組詳細

取組概要

採卵鶏農家において、農場 HACCP 認証農場の取得を目指すモデル農家に対し、取得まで技術的なバックアップを県が実施します。養豚農家における農場 HACCP 認証制度手法を取り入れた生産衛生管理体制を構築するとともに、係る検査を家畜保健衛生所で実施、機器の整備を行います。有事の際、適切な対応が図られるよう、口蹄疫等特定家畜疾病に対する防疫演習を実施し、緊急時の適切な防疫対応に備えます。

取組内容等

(1)農場HACCP認証農場育成支援事業 7,463千円(3,732千円)

畜産農家にとって、大きなリスクとなる疾病等の要因を低減させるため、農場HACCP認証制度手法に基づく生産衛生管理体制を構築し、畜産経営の安定化と畜産物の安全安心の確保に努める。

1)農場における生産衛生管理体制の確立

- 生産性を著しく阻害する要因の選定
- 生産口スの原因調査
- 農場内の清浄性確認
- 生産衛生管理プログラムの作成支援
- 当該検査に必要な機器の整備

2)農場HACCPの導入促進

- 農場HACCPの取得に意欲的な農家からモデル農場を選定
- 取得に向けた支援(衛生検査、衛生指導)

3)人材の育成

- 中央畜産会主催の専門技術者研修会への派遣
- 国等が開催する検討会への参加と県内農家を参集しての講習会・講演会の開催

(2)特定家畜疾病防疫体制整備事業 2,428千円(1,214千円)

口蹄疫等特定疾病の発生時に適切な対応がとれる初動防疫体制の構築を図るとともに、防疫演習を実施し、緊急時の適切な防疫対応に備える。

1)防疫作業実地演習の開催

- 口蹄疫防疫を目的としたワーキンググループ設置とマニュアル等の検討
- 実践型の演習の企画と開催

2)参加型防疫演習への支援

- ・各地域で開催する高病原性鳥インフルエンザ防疫演習への資材等の支援

平成 26 年度事業マネジメントシート（事務事業）

* は事務事業総括表へ反映

担当課 農林水産部 水産資源課

事業概要

細事業名	「元気な海女さん」による里海創生モデル構築事業					区分	継続	
施策	314	水産業の振興						
基本事業	31402	高い付加価値を生み出す水産業の確立						
		目標項目		前年度現状値		27 年度目標値		
		資源管理に参加する漁業者数		712 人		1,500 人		
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)	事業実施の根拠となる法令や条例、個別計画等を記載する。							
予算 額 等	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
	予算額		1,042 千円	1,000 千円	千円			
	決算額	0	1,000 千円					
事業の目的	三重県では、古くから鳥羽・志摩地域での沿岸漁業の中心として、アワビ、サザエ等の磯根資源を漁獲主体とした海女漁業が盛んに行われてきており、地域の基幹産業として、重要な役割を果たしてきた。本事業では、海女漁業の対象となる磯根資源の効率的な利用や、未利用・低利用資源の活用、海女漁獲物の付加価値の向上など、海女漁業者を中心とした「里海を創る海女の会」による所得向上の取組を支援し、海女漁業の活性化と漁業経営の安定化を図っていく。							
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> 海女漁業者を中心とする「里海を創る海女の会」を事務局として支援・指導を行う。 海女が漁獲可能な磯根資源のうち、未利用・低利用資源の活用を図る。 海女が獲った水産物について、ロゴやパッケージを工夫しPRする。 効果的な販売方法について調査・検討する。 							
前年度からの 変更点	これまで、「里海を創る海女の会」の組織化や、海女同士の交流、研修会などを中心に実施してきたが、平成 26 年度からは、これまでの知見を生かし、未利用・低利用資源の活用、海女漁獲物の差別化など所得向上につながる活動を中心に実施する。							
事業の必要性と期待される効果	<p>地域の基幹産業として、漁村地域の活性化に大きく貢献してきた海女漁業であるが、近年、アワビ類の漁獲量は激減（昭和 41 年 752 トン、平成 23 年 48 トン）し、また、海女漁業従事者も急速に減少（昭和 31 年 7,213 人、平成 22 年 973 人）、高齢化も進行し、海女漁業の存続が危ぶまれている。</p> <p>海女漁業の存続のためには、海女漁業者の所得向上と漁業経営の安定化に向けた施策が必要となる。また、これらの施策による効果が一時的なものでなく継続性のあるものとするためには、海女自身が取組に参加する仕組みづくりが重要となる。</p>							

取組詳細

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・海女漁業者、漁協、県、関係市等で構成する「里海を創る海女の会」において、磯根資源の管理、利用モデルや未利用資源の活用方法等について検討する。 ・海女が漁獲可能な磯根資源のうち、未利用・低利用資源の活用を図る。 ・鳥羽志摩の海女が獲った水産物であることをPRするため、ロゴマークやパッケージングを作成する。 ・効果的な販売方法について検討するため、マーケティング調査を実施する。
取組内容等	

海女が漁獲可能な磯根資源のうち、未利用・低利用資源の活用を図るとともに、海女の漁獲物であることが明確となるようなロゴやパッケージデザインを作成する。さらに販売方法について外部専門家の意見を聴取し、効果的な方法を検討する。これらの活動が継続性のあるものとするために、海女漁業者を中心とした「里海を創る海女の会」を実施主体としているが、県はこの会の事務局を務め、効果的に事業が行われるようにしっかりと支援・指導を行う。

(1) 「里海を創る海女の会」の運営 81千円(81千円)

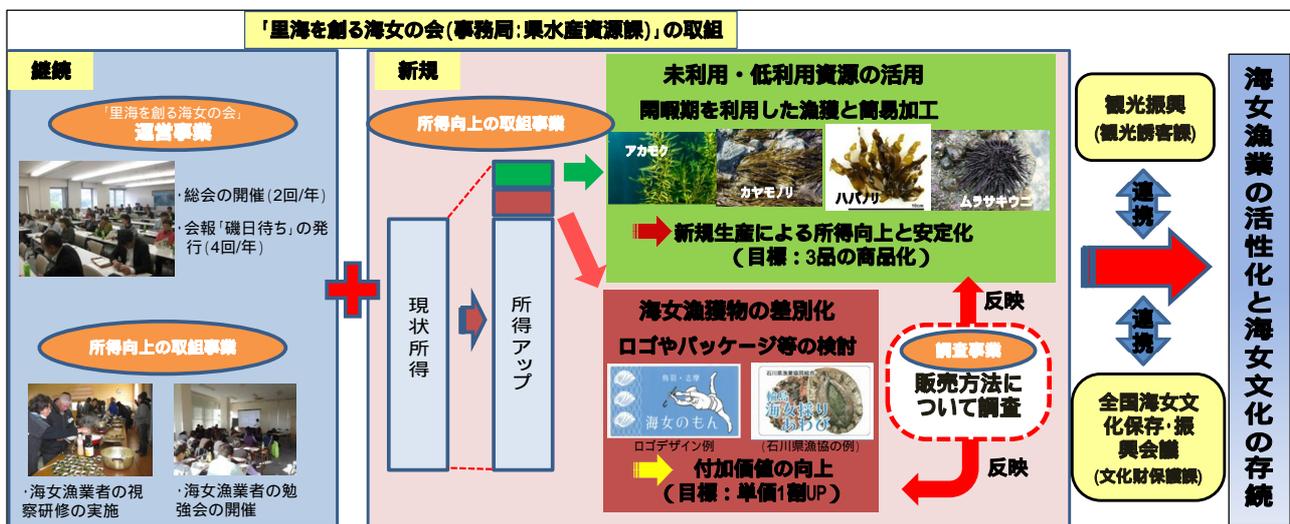
海女漁業者、漁協、県、関係市等で構成する「里海を創る海女の会」において、アワビなど磯根資源の管理や未利用資源の活用方法等、所得向上の取組について検討を行う。また、海女が所在する関係県が連携して海女漁の文化・漁業振興を支援する全国海女文化・振興協議会の担当連絡会議に出席し、各県との情報交換を図る。

(2) 海女漁獲物の流通・販売調査 1,200千円(1,200千円)

海女が漁獲可能な磯根資源のうち未利用・低利用資源の活用方法や、海女の獲った水産物であることをPRする効果的な方法について、必要な情報を整理、分析できる専門家によるマーケティング調査を実施する。

(3) 海女漁業所得向上の活動 1,019千円(1,019千円)

海女が漁獲可能な磯根資源のうち、未利用・低利用資源の活用を図るとともに、海女の漁獲物であることが明確となるようなロゴやパッケージデザインを作成し所得向上を図る。



平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

* は事務事業総括表へ反映

担当課 農林水産部 水産資源課

1 事業概要

細事業名 *		海女漁業資源増大対策事業				区分	新規
施策		314	水産業の振興				
基本事業		31402	高い付加価値を生み出す水産業の確立				
		目標項目		25年度実績値		27年度目標値	
		資源管理に参加する漁業者数				1,500人	
選択・集中							
重点化施策							
根拠 (法令等)							
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	予算額 (千円)	/		-	-	21,112千円	/
	決算額 (千円)	-	-	-	/		/
事業の目的		<p>鳥羽・志摩地域を中心に営まれる海女漁業は、漁業収入を賄う重要な産業であるとともに、観光産業とのコラボレーションや文化的な価値が大きく注目されているが、アワビの漁獲量及び海女漁業の従事者ともに急速に減少している。このため、漁業収入の安定化と海女文化の継承を目的として、資源の減少が著しいアワビの大型種苗の放流に対する実証試験、効果的なアワビ種苗放流マニュアルの定着化の促進と新たな漁場造成技術導入による放流効果向上の検証、並びにアワビ類の減少にともない貴重な収入源となっている赤ナマコの種苗生産技術の開発を行う。</p>					
事業目標		<ul style="list-style-type: none"> ・放流用アワビ稚貝の大型化による回収率の向上を図るため、現在餌料培養に使用している屋外水槽（40ト）を活用して、大型種苗の生産体制が構築される。 ・アワビ種苗放流マニュアルを実践する海女によって効果的な放流が行われる。 ・コンクリート板を用いたアワビ放流漁場の造成技術を導入し、三重県の漁場環境・操業条件に適した技術を確立する。 ・赤ナマコの種苗生産に関する採卵・給餌・飼育等の技術開発が行われ、量産体制が整えられる。 					
前年度からの変更点							

事業の必要
性と期待さ
れる効果

(1) アワビ種苗大型化実証事業

現在、25mm～30mm サイズで放流している稚アワビについては、大型化することで高い回収率が見込まれるため、漁業者から大型種苗(50mm)の放流に対する要望が高まっている。しかしながら、陸上水槽で飼育しているアワビの大型化に要するコスト(人件費、餌代、電気代)や飼育スペースの確保等の課題も多い。

このため、尾鷲栽培漁業センターにて餌料培養に使用している屋外水槽(40ト)を活用して、放流用種苗の大型化に対する実証試験を行い、生残率や飼育に要するコストを検証しつつ、生産体制を構築する。

その後、大型化を図った種苗は漁場に放流し、漁獲物としての回収率等を調査することで、種苗の大型化による放流効果を明らかにする。

(2) アワビ放流効果向上事業

アワビ種苗の再捕率は5%程度と低く、限られた放流種苗の有効利用をさらに推進するためには、放流効果の向上と安定が喫緊の課題となっている。種苗放流効果の高位安定化を図るためには、いかにして適切な場所へ、適切な方法で放流し、放流後の種苗の生残性と漁獲効率を向上させることが課題となっている。

このため、県水産研究所が作成(平成25年1月改訂)した「アワビ種苗放流マニュアル」を実践する意識が高い海女がいる地区に対して、県がアワビ種苗を放流し、放流効果の把握とマニュアルの定着化を図るとともに、コンクリ板を用いたアワビ放流漁場の造成・管理技術をベースに、三重県の地先にあった技術開発と効果の検証を行う。

(3) 赤ナマコ量産技術開発事業

主に海女漁において漁獲される赤ナマコは、冬場の漁業資源として重要となっている。近年、アワビの漁獲量の大幅な減少にともない水揚額に占めるナマコの比重が高まっており、海女漁業存続のため、種苗放流に対する要望が出ている。

赤ナマコの種苗生産については、競合生物の駆除や高水温時のへい死から種苗生産が困難であり、他県から購入することが難しいだけでなく、生物多様性や疾病の蔓延防止の観点からも自県による健苗の生産が求められている。このため、三重県栽培漁業センターにある水槽を活用して、3万尾程度の赤ナマコ種苗の生産技術の確立を図る。

種苗生産を行った稚ナマコは、漁業者等による中間育成を行い、放流効果を高めた後、漁場に放流する。これらの取り組みを通じて、県民への水産物の安定供給と海女漁業の収入の安定につなげ、漁村地域の魅力アップが達成される。

2 取組詳細

取組概要

*

餌料培養に使用してきた屋外水槽を活用し、放流用アワビ種苗の大型化試験を行うとともに、効果的なアワビ種苗放流マニュアルの定着化の促進と新たな漁場造成技術導入による放流効果向上の検証、並びに 三重県栽培漁業センターの施設とノウハウを活用して、赤ナマコ種苗生産に関する採卵・給餌・飼育等の技術開発を行う。

取組内容等

(1) アワビ種苗大型化実証事業 14,526 千円 (7,526 千円)

現在、25mm～30mm サイズで放流している稚アワビについては、大型化することで高い回収率が見込まれるため、漁業者から大型種苗の放流に対する要望が高まっている。しかしながら、陸上水槽で飼育しているアワビの大型化に要するコスト(人件費、餌代、電気代)や飼育スペースの確保等の課題も多い。このため、現在餌料培養に使用している屋外水槽(40 ト)を活用して、放流用種苗の大型化に対する実証試験を行いつつ、生産体制を構築する。

(2) アワビ放流効果向上事業 3,586 千円 (3,586 千円)

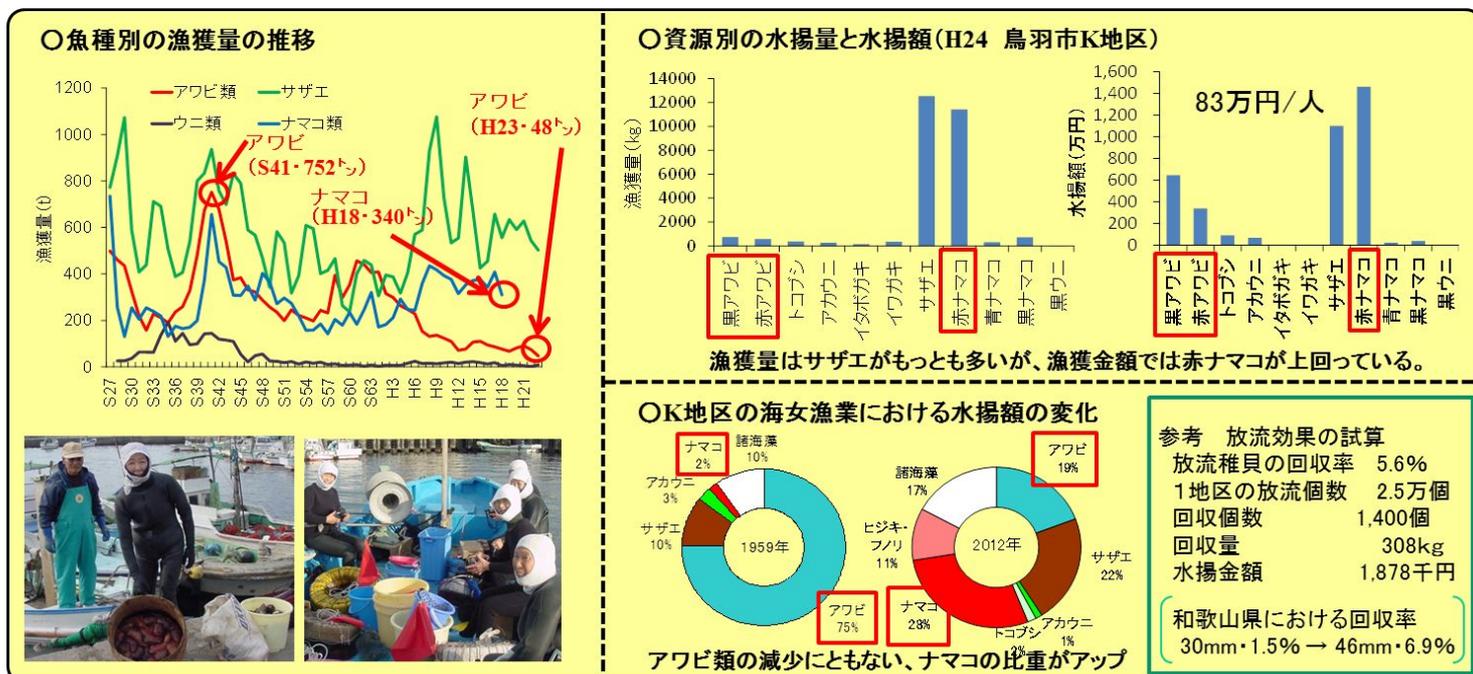
アワビ種苗の再捕率は5%程度と低く、限られた放流種苗の有効利用をさらに推進するためには、放流効果の向上と安定が喫緊の課題となっている。種苗放流効果の高位安定化を図るためには、いかにして適切な場所へ、適切な方法で放流し、放流後の種苗の生残性と漁獲効率を向上させることが課題となっている。

このため、県水産研究所が作成(平成25年1月改訂)した「アワビ種苗放流マニュアル」を実践する意識が高い海女がいる地区に対して、県がアワビ種苗を放流し、放流効果の把握とマニュアルの定着化を図るとともに、コンクリート板を用いたアワビ放流漁場の造成・管理技術をベースに、三重県の地先にあった技術開発と効果の検証を行う。

(3) 赤ナマコ量産技術開発事業 3,000 千円 (3,000 千円)

主に海女漁において漁獲される赤ナマコは、冬場の漁業資源として重要となっている。近年、アワビの漁獲量の大幅な減少にともない水揚額に占めるナマコの比重が高まっており、海女漁業存続のため、種苗放流に対する要望が出ている。

赤ナマコの種苗生産については、競合生物の駆除や高水温時のへい死の問題から種苗生産が困難であることから、種苗生産に関する採卵・給餌・飼育等の技術開発を行う。



平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

* は事務事業総括表へ反映

担当課

農林水産部水産資源課（水産研究所）

事業概要

細事業名 *	みえの養殖水産物計画生産体制構築事業					区 分	継続	
施策	311	農林水産業のイノベーションの促進						
基本事業	31104	水産技術の研究開発と移転						
		目標項目	前年度現状値		27年度目標値			
		水産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）	9個		35個			
選択・集中								
重点化施策								
根拠 （法令等）								
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額				11,784千円			
	決算額							
事業の目的	<p>三重県魚類養殖の持続的発展を図るため、収益性・安定性の高い魚類養殖業の提案として「養殖魚＝資産」と捉え、リスクを最小限にしながら最大のリターンを得る複合養殖（養殖魚ポートフォリオ）に取り組み、小規模経営体の多い三重県魚類養殖業において、少量多品種生産を核とした「みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデル」の確立をめざす。</p> <p>マガキ養殖について、生産の安定化と高品質化による産地間競争力の向上を図り、もうかるカキ養殖業の確立を目指す。</p>							
事業目標	<p>養殖魚の計画生産促進対策、みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデル確立</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク低減およびリターン増加となる複合養殖（養殖魚ポートフォリオ）に全国に先駆けて取り組み、他県に対する競争力を持った新しい三重県養殖業「みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデル」の確立を目指す。 <p>マガキの計画生産に向けた養殖実態把握と高品質化</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災対応事業で取組んだマガキ天然採苗が実用段階に達していないことから、安定的かつ効率的な天然採苗技術の確立のため抑制方法の検討や広域的な漁場での採苗を実施し、併せて、新たに「当年養殖マガキ」や「一粒マガキ」の安定生産技術の開発と商品化に取り組み、漁場の特性を活かした計画的な養殖生産スタイルを構築します。 							
前年度からの変更点	新規事業のため、変更点なし。							

<p>事業の必要 性と期待さ れる効果</p>	<p>養殖魚の計画生産促進対策、みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデル確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県の魚類養殖は年間生産額が50億円前後の県南部地域の基幹産業であるが、近年、養殖魚の出荷価格の変動により収入は不安定となり、飼料費高騰で支出は増加傾向、魚病発生で収入が減少するなど、養殖業者の経営状態は悪化している。 リスク低減およびリターン増加となる複合養殖（養殖魚ポートフォリオ）により収益性の向上を図り、三重県型の「みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデル」が確立できる。 それにより魚類養殖業の持続的発展、成長産業化が図られる。 <p>マガキの計画生産に向けた養殖実態把握と高品質化</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県のマガキ養殖は、生産額で県内海面養殖業の13%を占める重要な漁業であり、最近では生産者による産直施設が観光資源となり、地域の活性化に貢献している。 一方、本県で養殖するマガキ種苗は、大半を県外産種苗に依存しており、種苗入手が困難になるリスクへの対応や種苗コストの削減が求められている。 また、漁場での過密養殖による生産性の低下や産地間競争力のある高品質なマガキの生産が重要な課題となっている。 「当年養殖マガキ」や「一粒マガキ」の安定生産技術の開発と商品化に取り組み、漁場の特性を活かした計画的な養殖生産スタイルを構築することで、特色あるマガキの生産が可能となり産地間競争力の向上が図られる。
---------------------------------	---

取組詳細

<p>取組概要 *</p>	<p>養殖魚の計画生産促進対策、みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデル確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重の特色を活かした生産・販売戦略、競争力のある三重の魚類養殖業を提案する。 複数の魚種を同時に養殖することで生じる魚病の発生予防や餌の種類や給餌頻度等に関する試験に取組むとともに、経営分析を行い、収益性や安定性を検討する。 小規模経営の多い三重の魚類養殖業のあり方について、需要分析を行って「計画的な生産出荷体制の構築」や「もうかる養殖への転換」を推進し養殖魚ポートフォリオの実証および最適化、リスク低減およびリターン増加による「みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデル」を確立する。 <p>マガキの計画生産に向けた養殖実態把握と高品質化</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の複数漁場におけるマガキの養殖実態、漁場環境、成育特性を把握し漁場の適正利用状況について評価する。 マガキの成育や卵巣肥大について、種苗の系統による差異、またそれらに及ぼす垂下水深の影響を調査する。 各漁場におけるマガキ浮遊幼生の出現状況や稚貝付着状況を把握する。 品質のよい「当年マガキ」や「一粒マガキ（シングルシード）」の生産に取組む
-------------------	--

取組内容等

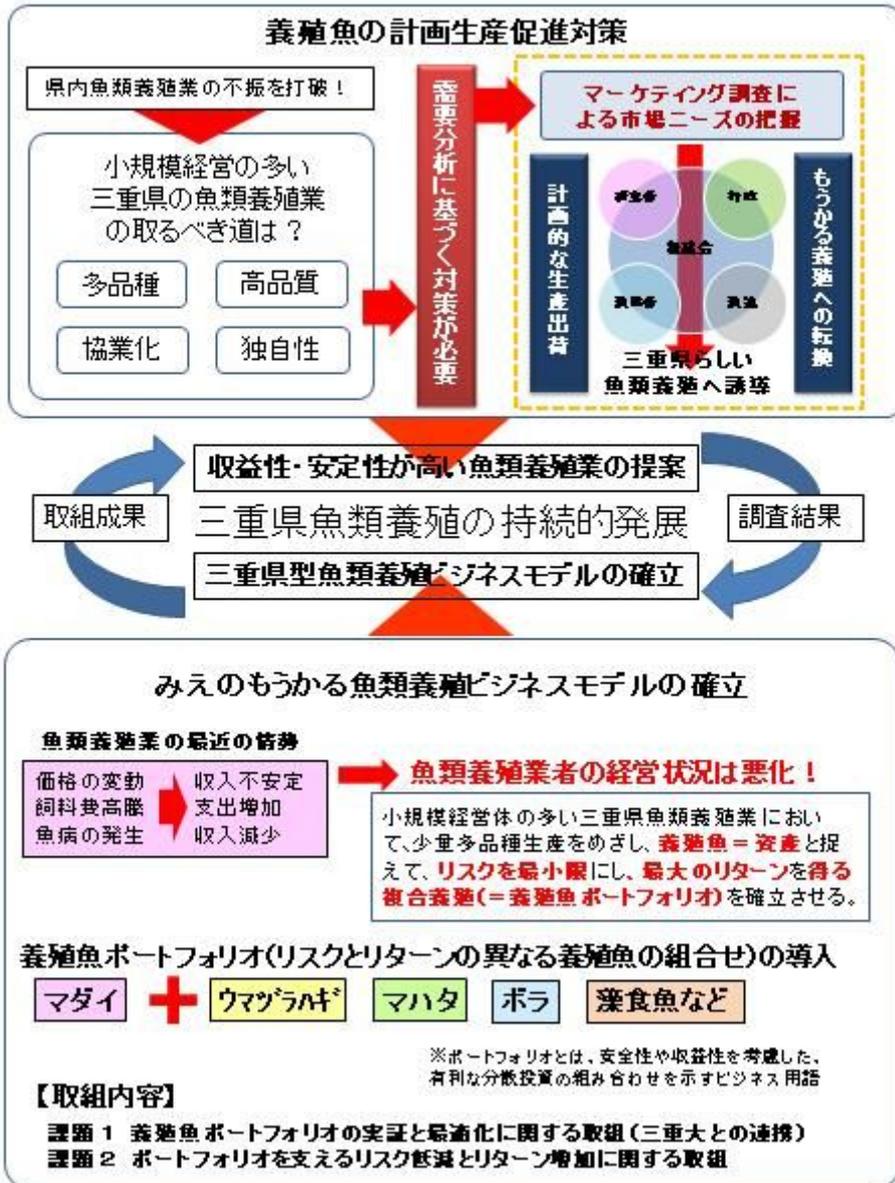
1 事業の内容

(1) みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデルの確立 7,000 千円 (7,000 千円)

小規模経営の多い三重県の養殖業のあり方について、需要分析を行って「計画的な生産出荷体制の構築」や「もうかる養殖への転換」を推進し養殖魚ポートフォリオの実証および最適化、リスク低減およびリターン増加による「みえのもうかる魚類養殖ビジネスモデル」を確立する。

みえのもうかる養殖ビジネスモデル 確立事業

事業期間: 平成28~29年
29年度事業費: 7,000千円



(2) マガキの計画生産に向けた養殖実態把握と高品質化 4,784 千円 (4,784 千円)

県内の複数漁場におけるマガキの養殖実態、漁場環境、成育特性を把握し漁場の適正利用状況について評価する。マガキの成育や卵巣肥大について、種苗の系統による差異、またそれらに及ぼす垂下水深の影響を調査する。各漁場におけるマガキ浮遊幼生の出現状況や稚貝付着状況を把握する。品質のよい「当年マガキ」や「一粒マガキ(シングルシード)」の生産に取組む。

みえの養殖水産物計画生産体制構築事業

マガキの計画生産に向けた養殖実態把握と高品質化

事業期間：平成28～29年
28年度事業費：4,784千円

戦略展開の方向性

全国的にも有数のカキ養殖生産量を誇る若狭カキ養殖産地は、種苗の希少も東北地方から供給を受けていることから、早稲刈りしてカキ養殖産地の特性に合った適正な採苗利用による品質向上を図り、売れるマガキ商品づくりなど三重県産マガキのブランド化に向けた生産を支援することで、マガキ養殖産地経営の安定化を図ると、産地の競争力を高める。

①背景

- ・ マガキの密殖 ⇒ 生残率の低下、身入り不良
- ・ マガキ種苗 ⇒ 他県産の種苗に依存

②課題

- ・ 生残率の向上と身入りの改善。
- ・ 他県産に依存しない県産種苗の安定確保。
- ・ 三重県マガキ商品のアピール力の強化。

③対策

- ・ 養殖漁場の適正評価を行い、養殖カキの品質向上を図る。
- ・ 養殖カキの計画生産に向けた種苗の自県採苗を進める。
- ・ 特色ある美味しい養殖カキ「みえマガキ」を安心安全で安定的に生産する技術開発に取り組む



中間進捗情報

成果と残された課題*

(1) 成果

(2) 課題

下半期(翌年度)に向けた改善のポイントと取組方向*

[下半期]

[翌年度]

年間実施結果

取組結果

年間の取組結果(実績)を記載する。

平成 26 年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 農林水産部 水産経営課

事業概要

細事業名		新規漁業就業者定着支援事業費					区分	新規
施策		314	水産業の振興					
基本事業		31402	高い付加価値を生み出す水産業の確立					
		目標項目		25 年度実績値		27 年度目標値		
		資源管理に参加する漁業者数		人		1,500 人		
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)								
予算額等	年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度		
	予算額				10,260 千円			
	決算額							
事業の目的		<p>漁業就業に興味を持つ若者等が、漁業の知識や技術習得に取り組む際や着業の際に生じている課題を解決することで、円滑な漁業就業を実現し、多様な担い手の確保・育成に取り組むことを事業の目的とします。</p>						
事業目標		<p>市町や漁連等関係機関と連携して、地域の実情に応じた効率的かつ効果的な支援を行うことができる体制を構築し、県内外から漁業への就業を目指す若者など多様な担い手の確保・育成をめざします。</p>						
前年度からの 変更点								
事業の必要性 と期待される 効果		<ul style="list-style-type: none"> ・三重県の漁業就業者の状況は、年間 400 人～500 人が減少しており、一方、新規就業者は年間 40 人程度（最近 5 ヶ年平均）にとどまっています。このような中、平成 24 年度から漁協が取り組む人材育成や就業就労支援を行う仕組み（漁師塾）づくりを支援し、一定の成果が得られましたが、今後、このような漁師塾を県内に展開していくうえで新たな課題も生じています。 ・県内漁業に興味を持つ若者等が、就業に必要な知識や技術を効率的に習得するためには、県内漁業の様子をはじめ、一連の漁労作業や漁業関係法令等の基礎を容易に理解できる教材等が必要です。また、新規漁業就業者が生活基盤を築き、漁村に定着できるよう就業時の初期投資費用や就業直後の不安定な収入への対策も必要で 						

す。

- ・さらに、若者等の多様な担い手の漁業への就業を今後進めるためには、漁村の意識改革を図る必要もあり、地域の実情に応じて、生じる課題に対し、県、市町、漁連等関係機関が連携して、効率的かつ効果的な支援を行うことが必要です。

取組詳細

取組概要	知識や技術の習得に必要な、学習資料の整備 漁業協同組合が取り組む新規就業者の支援に対する経費補助 多様な担い手の確保・育成に取り組む新たな協議会の構築及び運営支援
	取組内容等

(1) 新規漁業就業者定着支援事業

10,260 千円 (10,260 千円)

知識や技術の習得に必要な、学習資料の整備

- ・操業映像DVD・教育用テキスト編集委託 2,500 千円 (2,500 千円)

県内漁業に関する知識や技術の習得に必要な、操業映像 (DVD) や教育テキストを作成します。

漁業協同組合が取り組む新規就業者の支援に対する経費補助

- ・新規就業者漁船・漁具リース事業補助 5,000 千円 (5,000 千円)

漁業協同組合が新規就業者にリースするための漁船や漁具を整備する経費の補助を行います。

- ・新規就業者臨時雇用経費補助 800 千円 (800 千円)

新規就業者の不安定な収入対策として漁業協同組合が指導事業等で新規就業者を臨時雇用した際の経費を補助します。

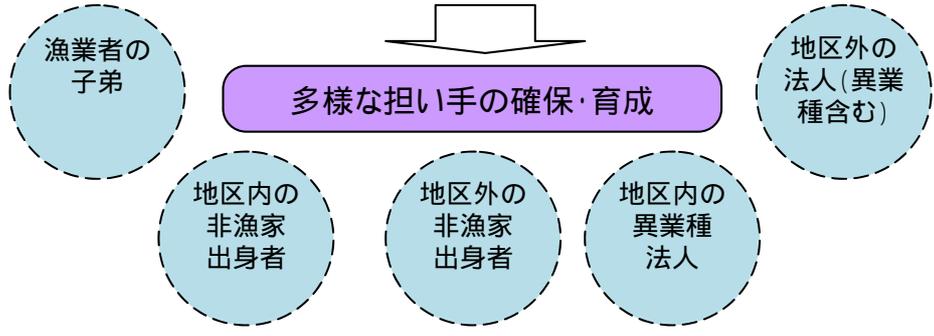
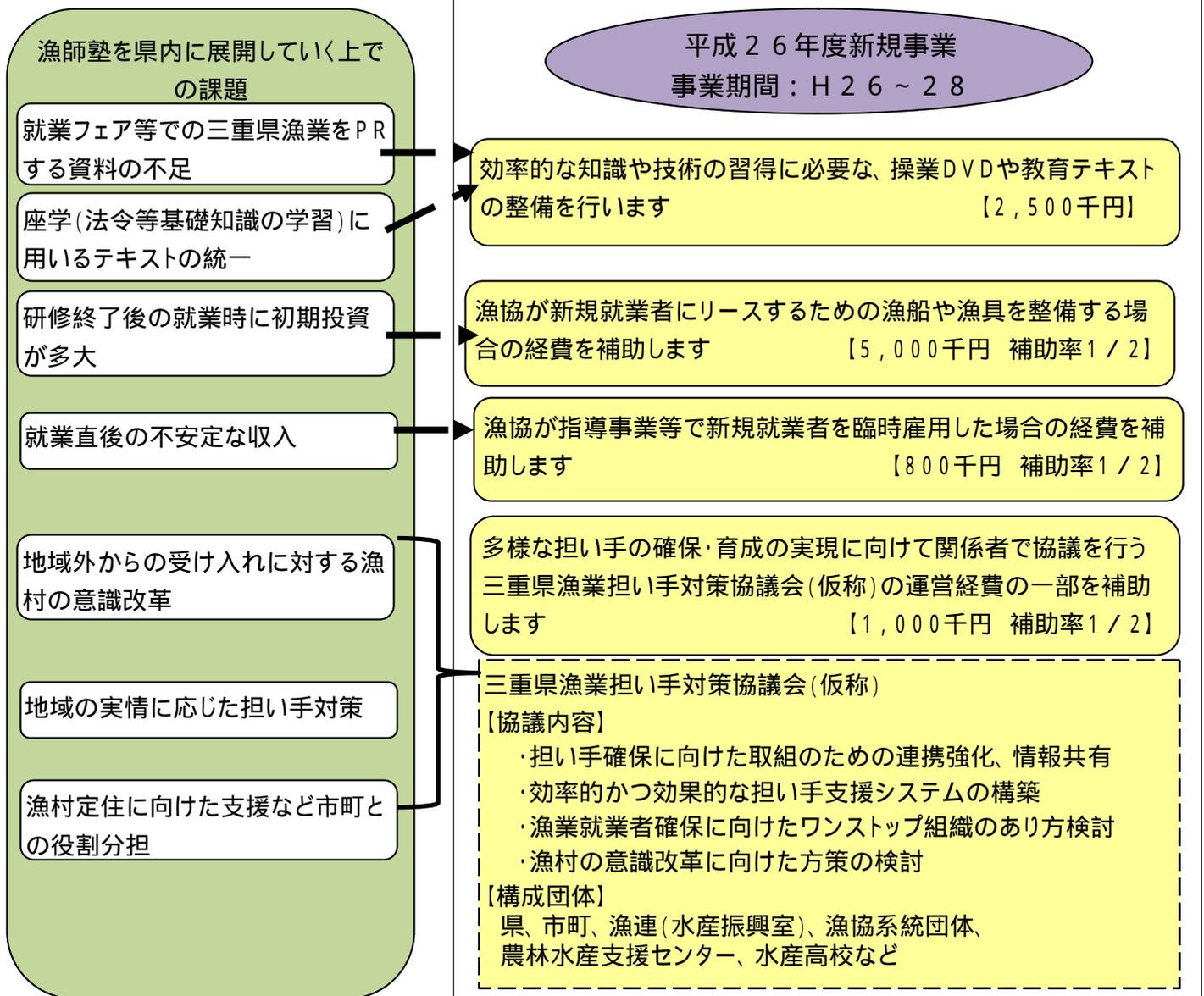
多様な担い手の確保・育成に取り組む新たな協議会の構築及び運営支援

- ・漁業担い手対策協議会運営事業補助 1,000 千円 (1,000 千円)

三重県漁業担い手対策協議会 (仮称) の構築および運営補助を行います。

県事務費

960 千円 (960 千円)



平成26年度事業マネジメントシート（事務事業）

担当課 農林水産部 水産経営課

事業概要

細事業名		みえの魚食普及推進事業費					区分	新規
施策		314	水産業の振興					
基本事業		31402	高い付加価値を生み出す水産業の確立					
		目標項目		25年度実績値		27年度目標値		
		資源管理に参加する漁業者数		人		1,500人		
選択・集中								
重点化施策								
根拠 (法令等)								
予算額等	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
	予算額				11,004千円			
	決算額							
事業の目的		消費者の魚離れによる水産物の需要低下に歯止めをかけ、漁家収入の改善及び安全安心な県産水産物の提供を維持するため、県産水産物の消費拡大をはかります。						
事業目標		県産水産物の特性や背景（漁法や漁場、生産者の思い等）を消費者に魅力的に伝えることで魚を買いたくさせる魚食普及ができる人材を育成するとともに日常生活の中に魚を見出し、県産水産物を食べたくなる消費者づくりをめざします。						
前年度からの 変更点								
事業の必要性 と期待される 効果		<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の「国民栄養調査」「国民健康・栄養調査報告」では、1日あたりの魚介類の摂取量は減少の一途で、平成20年には肉類の摂取量が魚介類を上回りました。また、平成23年には、過去と比べ、全年齢層で魚介類の摂取量が減少しています。 消費者の魚離れは、水産物の需要低下に伴う漁家収入の減少、漁業従事者の減少や地域水産関連産業の衰退に繋がり、結果として漁村の多面的機能は低下しています。 漁村の多面的機能が十分に発揮され、県民の財産である環境の保全、海の安全の確保、安全安心な県産水産物の提供等を、今後も県民が享受していくためには、消費者が県産水産物に興味を持ち、様々な理由で水産物を食べたくなる新たな視点に立った魚食普及が必要です。 新たな視点に基づいた魚食普及により、県産水産物の消費拡大が期待され、魚離れによる県水産業の停滞改善と活性化に寄与します。 						

取組概要	魚を買いたくさせる魚食普及請負人の育成
	魚を食べたくなる消費者づくり
	魚食普及関係者と消費者の出会いの場の提供
取組内容等	

1. みえの魚食普及推進事業 11,004 千円 (11,004 千円)

(1) みえの魚食普及推進事業委託料 10,000 千円 (10,000 千円)

魚を買いたくさせる魚食普及請負人づくり

魚を捌く技術は有しながらも、水産物の「顔」となる、産地や漁法、生産者の想い、最適な調理方法等を、魚と共に消費者に確実に伝える「本物の魚売り」の減少が、魚食衰退の一因であるため、魚の「顔」も消費者に魅力的に提供できる魚食普及請負人を育成します。

魚を食べたくなる消費者づくり

消費者は、「食べにくい」、「調理が面倒」、「肉より割高」等、水産物の短所のみを理由に消費を敬遠しているため、日常生活における様々な分野と魚の関係付けを行い、面倒でも魚を食べたくなる消費者づくりを行います。

魚食普及関係者と消費者の出会いの場

魚食普及は、魚とその「顔」が消費者まで伝わり、定着することが必要なため、魚食の交流を目的に販売関係者等と消費者が集う、総合的なフェスティバル（魚食祭）を開催します。

(2) 県事務費 1,004 千円 (1,004 千円)

